

広島県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成二十一年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

本多田佐伯線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
廿日市市津田字江尻一六七番一地从先から廿日市市津田字下市四二七五番三地从先まで		旧	五・五〇〃 三〇・三〇	一三・七〇	一部県道廿日市佐伯線と重複
新			五・五〇〃 三〇・三〇	一三・七〇	幅員減少 不用物件延長 一四・六〇 メートル 一部県道廿日市佐伯線と重複